

志免町まちづくり支援室 利用団体登録 自己チェックシート

■利用登録について

志免町まちづくり支援室は、町民の住民活動を支援し、行政と町民が協働したまちづくりを推進するために、志免町が設置した施設です。

支援室は、町民の皆さんにご利用いただくことができますが、一部の設備（※）の利用について、事前の利用登録が必要です。

※一部の設備とは、打合せスペース、印刷機、団体お知らせ掲示板です。

■利用登録の要件

利用登録には、志免町まちづくり支援室設置要綱に定める住民活動の定義及び登録団体の要件をすべて満たす必要があります。

次のチェックシートで要件を確認のうえ、志免町まちづくり支援室登録申請書類とあわせて提出してください。

■チェックシート

↓登録要件を満たしている場合は、チェック□を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	登録要件
<input type="checkbox"/>	住民活動（※）を継続的に行う団体であることが会則にて確認できること。 ※「住民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動です。 ※営利を目的としなくても、サークルや同好会、同窓会、町内会など会員相互の共益を目的とする活動は含まれません。
<input type="checkbox"/>	営利活動、宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とするものでないこと。
<input type="checkbox"/>	公共の利益を害するおそれのある活動でないこと。
<input type="checkbox"/>	活動の拠点が志免町内に置き、かつ、志免町で活動していること。
<input type="checkbox"/>	会員数が5名以上で、会員の2分の1以上が町内に在住、在勤又は在学していること。
<input type="checkbox"/>	暴力団、その他集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体等又は当該構成員の統制下にないこと。
<input type="checkbox"/>	※NPO法人の場合 特定非営利活動促進法第29条に規定する事業報告書等を、毎事業年度、所轄庁に提出していること。

年　　月　　日

団体名

代表者名